

東広島市志和地域包括支援センター運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みずほ会が設置する東広島市志和地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、事業対象又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定（第1号）介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の担当職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定（第1号）介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、市及び保健・医療・福祉サービスの提供主体、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定（第1号）介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5 前4項ほか、市条例に定める指定介護予防支援等の事業の人員、運営及び支援の方法に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 東広島市志和地域包括支援センター

（2）所在地 東広島市志和町志和東810番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名 （常勤、社会福祉士と兼務）

管理者は、事業所の担当職員その他従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- | | | |
|---------|-----------|-----------------|
| (2)担当職員 | 社会福祉士 | 1名以上（常勤 管理者と兼務） |
| | 保健師 | 0名 |
| | 主任介護支援専門員 | 1名以上（常勤） |
| | 介護支援専門員 | 1名以上（常勤） |

担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。祝日休日。
ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、上記以外の時間でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定（第1号）介護予防支援の提供方法及び内容）

第6条 指定（第1号）介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。ただし、業務の一部を指定居宅介護事業者に委託して実施できるものとする。

- (1) 自立した日常生活を営むために必要な目標設定。
 - (2) 課題分析（アセスメント） 書式化されたアセスメント方式を使用し、利用者と家族に対しアセスメントを行う。
 - (3) 介護予防サービス計画の作成
 - (4) サービス担当者会議の開催など指定介護予防サービス事業者その他の者との連携調整。
必要に応じての計画変更等。
 - (5) 実施状況の把握（モニタリング） 必要に応じて利用者宅を訪問するなどの方法により計画の実施状況を把握する。
 - (6) 計画達成状況に評価 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 2 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する事業所内又は自宅とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、東広島市志和町区域とする。

（利用料その他の費用額）

- 第8条 指定（第1号）介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（第1号）介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
- 2 第7条に定める通常の事業の実施地域を超えて指定（第1号）介護予防支援を提供した際に要する交通費は、これを請求しない。

（事故発生時の対応）

第9条 事業所は、利用者に対する指定（第1号）介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定（第1号）介護予防支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第10条 事業所は、自ら提供した指定（第1号）介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定（第1号）介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は、提供した指定（第1号）介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定（第1号）介護予防支援に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（高齢者虐待の防止）

第12条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともにその結果について担当者職員に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（第1号）介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務持続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し又まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所に置ける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。職員でなくなった場合についても同様とする。
- 3 事業所は、適切な指定（第1号）介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定（第1号）介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、介護予防支援台帳については指定（第1号）介護予防支援の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みずほ会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年３月１日に改定する。

この規程は、令和５年９月１日に改定する。

この規程は、令和６年４月１日に改定する。

この規程は、令和６年５月１日に改定する。

この規程は、令和７年２月１日に改定する。

この規程は、令和７年２月１７日に改定する。

この規程は、令和７年４月１日に改定する。